

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第10条—第14条)

第3章 推進体制(第15条・第16条)

第4章 雜則(第17条)

附則

全ての人が性別等にかかわらず、法の下に平等であり、あらゆる面において互いにその人権を尊重しなければならないことを、人々は、男女共同参画を推進する上で改めて認識する必要がある。

富士市では、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進することにより、性別による固定的な役割分担意識が見直されつつあるが、より一層全ての人が自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保していくことが求められている。

私たちは、男女共同参画社会を築くため、まちづくり活動をはじめとするさまざまな分野で、全ての人が性別等にかかわらず互いにその生き方を尊重し、多様性を認め合い、その個性と能力を発揮し、共に責任を分かち合える明るく住みよい環境づくりを進めていかなければならない。

このような状況を踏まえ、富士山の恵みを受けて発展してきた産業都市としての特性を生かしながら、男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民との協働による男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性別 身体的特徴及び当該特徴を元に出生時に戸籍の届出により指定された男女の別をいう。
- (2) 性自認 自分が男性又は女性であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。
- (3) 性的指向 恋愛感情又は性的関心がどのような性別に向かうかということ(恋愛感情又は性的関心を抱かないことを含む。)をいう。
- (4) 性別等 性別、性自認及び性的指向をいう。
- (5) 男女共同参画 全ての人がその人権を尊重しながら、責任も分かち合い、性別等にかかわりなくその個性と能力を十分発揮し、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることをいう。
- (6) 積極的格差改善措置 前号に規定する機会に係る性別等による格差を改善するため、必要な範囲内において、性別等により不利な扱いを受けている者に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
(一部改正〔令和3年条例11号〕)

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念とし、推進されなければならない。

- (1) 全ての人が個人としての尊厳が重んぜられ、かつ、性別等による差別的取扱いを受けることなく、個人の能力を発揮する機会が確保され、個人として人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会制度又は慣行が男女共同参画を妨げるおそれがあることを考慮し、これらが全ての人の自由な活動の選択を妨げることのないよう配慮すること。
- (3) 全ての人が社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する者が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家庭における個々の役割を果たし、かつ、地域、学校、職場等におけるあらゆる社会活動に参画することができるよう配慮すること。
- (5) 全ての人が互いの理解の下で、妊娠、出産その他健康に関してそれぞれの意思が尊重され、生涯にわたり心身の健康が維持できるよう配慮すること。
(一部改正〔令和3年条例11号〕)

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、男女共同参画に関する施策(積極的格差改善措置を含む。)を総合的に策定し、実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体並びに市民、事業者等と相互に連携して取り組むものとする。
(市民の責務)
- 第5条 市民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、自らの事業活動を行うに当たり、全ての人が性別等にかかわらず平等に参画することができる機会の確保及び職場環境の整備(積極的格差改善措置を含む。)に努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(一部改正〔令和3年条例11号〕)

- (教育関係者の責務)
- 第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者(以下「教育関係者」という。)は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性にかんがみ、自ら男女共同参画の理念を理解するとともに、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(地域活動団体の責務)

- 第8条 市内において、まちづくり、福祉その他の地域における社会活動を行っている団体(以下「地域活動団体」という。)は、その運営又は活動に全ての人が性別等にかかわらず平等に参画できる環境を整備するとともに、計画の立案及び決定に際しては、全ての人が能力を発揮できるよう努めるものとする。

- 2 地域活動団体は、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(一部改正〔令和3年条例11号〕)

- (性別等による権利侵害等の禁止)
- 第9条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(相手方の意に反した性的な言動により、相手方に不快感若しくは不利益を与える、又は相手方の生活環境を害することをいう。)その他の性別等に関わるハラスメントを行ってはならない。
- 2 何人も、ドメスティック・バイオレンス(配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力行為又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)を行ってはならない。
 - 3 何人も、性別等に関する個人情報を本人の意に反して他に公開し、及び他に公開することを強要してはならない。
- (一部改正〔令和3年条例11号〕)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (基本計画)

- 第10条 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聞くとともに、富士市男女共同参画審議会に諮問するものとする。
 - 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
 - 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(拠点施設)

- 第11条 市は、富士市男女共同参画センターを男女共同参画に関する施策及び市民、事業者等の男女共同参画の取組に関する情報提供等の支援を行うための拠点施設とする。

- (情報の表示に関する配慮)
- 第12条 何人も、情報を公衆に表示するときは、その情報が男女共同参画の推進に与える影響を考慮し、性別による固定的な役割分担意識等を助長することのないよう、表示内容に配慮するよう努めなければならない。
(苦情等の申出に対する措置)

- 第13条 市長は、男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情又は相談の申出があったときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、前項の申出があった場合において必要と認めるときは、富士市男女共同参画審議会の意見を聞くものとする。
(実施状況等の公表)

- 第14条 市長は、毎年男女共同参画に関する施策の実施状況等を取りまとめ、これを公表するものとする。

- 第3章 推進体制
(男女共同参画審議会)
- 第15条 男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織し、いずれかの性別等の委員の数が委員の総数の10分の6を超えてはならないものとする。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔令和3年条例11号〕)

(男女共同参画地区推進員)

第16条 市長は、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う富士市男女共同参画地区推進員を置くことができる。

第4章 雜則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成16年富士市規則第34号で、同16年7月1日から施行)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている男女共同参画に関する市の基本的な計画は、第10条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

附 則(令和3年3月25日条例第11号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。